広島市水道局水道用資材等審査委員会運営要領（R8.10）

（趣旨）

第１条　この要領は、広島市水道局水道用資材等審査委員会規程（昭和４９年広島市水道局規程第１２号。以下「規程」という。）第１０条の規定に基づき、広島市水道局水道用資材等審査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この要領における用語の定義は、次の各号による。

（１）「**水道用資材等**」とは、水道用資材、水道メーター及び給水装置材料をいう。ただし、電気設備及びポンプ所・調整池・配水池・浄水場等で使用する本局が仕様を指定する資材並びに施工時又は調査時のみ使用する資機材等は除く。

（２）「**水道用資材**」とは、水道管及び附属設備をいう。

（３）「**給水装置材料**」とは、配水管等の分岐箇所から水道メーター接続までに使用する給水管、給水用具及びメーターボックス等の附属品をいう。

（４）「**審査**」とは、水道用資材等の形状、寸法、構造、材質、機能、使用基準、維持管理上の問題について審議することをいう。

（５）「**承認**」とは、水道用資材及び水道メーターについて審査し、使用を認めることをいう。

（６）「**指定**」とは、給水装置材料について審査し、使用を認めることをいう。

（７）「**申請者**」とは、水道用資材等の承認又は指定を希望する者をいう。

（８）「**事務局**」とは、各会の庶務業務を総じていう。

（９）「**新規**」とは、新たに承認又は指定する水道用資材等に関する申請及び新規申請者による申請をいう。

(10)「**変更**」とは、既に当該申請者において、承認又は指定している水道用資材等の材質・塗装仕様・形状等の変更に関する申請及び申請者情報の変更に関する届出をいう。

(11)「**追加**」とは、既に当該申請者において、承認又は指定している水道用資材等の口径・塗装仕様・形状等の追加に関する申請をいう。

(12)「**規格品**」とは、日本産業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）、日本ダクタイル鉄管協会規格（JDPA）、日本水道鋼管協会規格（WSP）、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格（PTC）により製造した製品をいう。

(13)「**規格準拠品**」とは、各規格に準じて設計・製造され、品質・安全性・耐久性が保証された製品のうち、委員長が規格準拠品として認める製品をいう。

(14)「**仕様書品**」とは、申請者が独自に定めた仕様書により製造した製品をいう。

(15)「**局仕様書品**」とは、本局が定めた仕様書により製造した製品をいう。

(16)**「製造中止」**とは、承認又は指定している水道用資材等について製造を中止又は一時的に中止することをいう。

(17)**「製造開始」**とは、一時的に製造を中止した承認又は指定している水道用資材等の製造を再開することをいう。

(18)**「限定解除」**とは、使用を限定している既承認の水道用資材等の制限を解除することをいう。

（委員）

第３条　規程第３条に規定する委員は、次に掲げる職にある者とする。

なお、委員会の開催に当たり、委員長が必要と判断する場合は、臨時委員の出席を求めることができる。

（常任委員）

技術部長

設備担当部長

維持担当部長

施設担当部長

計画課長

技術管理課長（委員会事務局長）

設備課長

維持課長

給水課長

施設課長

管路設計課長

管路工事課長

（臨時委員）

財務課長

水質管理課長

（委員長の職務の代理）

第４条　規程第４条に規定する委員長の職務を代理する委員は、次に掲げる順の技術部部長職にある者とする。

なお、水道技術管理者と兼務する部長職を除く。

技術部長

維持担当部長

施設担当部長

設備担当部長

（部会の設置）

第５条　規程第８条の規定により、次の部会を置く。

（1）第一部会（水道用資材）

（2）第二部会（水道メーター、給水装置材料）

２　各部会の事務局は、第一部会にあっては技術管理課施工管理係、第二部会にあっては給水課給水装置係に設置する。

３　各部会の事務局長は、それぞれの課長職の者をもって充てる。

４　各部会の事務局は、部会の審査報告書を作成し、委員会事務局に提出する。

（部会の組織）

第６条　部会は、部会長及び部会員をもって組織し、それぞれ技術部の次に掲げる職にある者をもって充てる。

区分	第一部会	第二部会
部会長	技術管理課施工管理係長	給水課給水装置係長
部会員	維持課維持係長	維持課維持係長
	施設課設計係長	中部管理事務所給水工事係長
	施設課工事係長	東部管理事務所給水工事係長
	管路設計課設計第一係長	西部管理事務所給水工事係長
	管路設計課設計第二係長	北部管理事務所給水工事係長
	管路工事課工事第一係長	
	管路工事課工事第二係長	
	中部管理事務所維持係長	
	東部管理事務所維持係長	
	西部管理事務所維持係長	
	北部管理事務所維持係長	

２　部会長が必要であると認めた場合は、臨時部会員を置くことができる。

（権限の委任）

第７条　委員長は、次に掲げる事項について委任する。

次に掲げる事項について各部会に委任する。

（１）承認又は指定していない規格品、規格準拠品に関する承認又は指定

（２）委員長が委任を認めた承認又は指定していない仕様書品、局仕様書品に関する承認又は指定

（３）承認品の指定

（４）指定品の承認

（５）限定解除

２　次に掲げる事項について各部会長に委任する。

（１）承認又は指定している規格品、規格準拠品、局仕様書品の新規申請者に関する承認又は指定

（２）承認又は指定している水道用資材等の変更に関する承認又は指定

（３）承認又は指定している水道用資材等の追加に関する承認又は指定

（４）仕様書品のうち、メーターボックス等の附属品の新規に関する指定

（５）承認又は指定している申請者の廃業による承認又は指定の取消し

３　次に掲げる事項について委員会事務局に委任する。

（１）申請者情報の変更に関する届出

（２）水道用資材等の製造中止（開始）

申請区分と審査及び承認又は指定の権限			
種別	申請内容	申請区分	審査及び 承認又は指定の権限
規格品 規格準拠品	新規製品	新規	各部会
	新規参入		各部会長
	承認品又は指定品の 材質形状等の変更	変更	
	承認品又は指定品の口径等追加	追加	
仕様書品	新規製品	新規	委員会(各部会※)
	承認品又は指定品の 材質形状等の変更	変更	各部会長
	承認品又は指定品の口径等追加	追加	
仕様書品のうちメーター ボックス等の付属品	新規製品・新規参入	新規	第二部会長
局仕様書品	新規製品	新規	委員会(第二部会※)
	新規参入		第二部会長
	承認品又は指定品の 材質形状等の変更	変更	
	承認品又は指定品の口径等追加	追加	
その他	承認品の指定	新規	第二部会
	指定品の承認		第一部会
	申請者情報の変更	変更	委員会事務局
	製造中止(開始)	中止・開始	
限定解除			各部会

※委員長が承認又は指定の委任を認めた場合

（部会の開催）

第８条　部会は、第７条第１項第１号から第５号に該当する審査を行う場合に部会長が必要に応じて招集する。

２　部会事務局又は提案する所属関係者は、提案の説明をする。

（定足数）

第９条　部会は、部会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第１０条　部会長は、審査のため必要があると認めるときは、提案する所属関係者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

（部会長の職務等）

第１１条　部会長は、会務を総理する。

２　委員会に諮る場合、部会長又は提案する所属関係者は提案内容の説明をする。

３　部会長は、第７条第１項第２号に該当する承認又は指定の委任の可否について委員長と協議のうえ決定する。

４　部会長は、第７条第２項第１号から第５号の委任された事項について審査し、審査報告書を作成するとともに委員会事務局へ提出する。

（提案等の手続）

第１２条　次に掲げるもののいずれかに該当する場合、提案する所属長は、審査に必要な資料を整え、各部会の事務局に提出する。

（１）承認又は指定していない水道用資材等について、新規の申し出を受けた場合。

（２）承認又は指定している水道用資材等について、変更の申し出を受けた場合。

（３）承認又は指定している水道用資材等について、追加の申し出を受けた場合。

（４）承認又は指定している水道用資材等の規格品又は規格準拠品を製造する新規申請者の申し出を受けた場合。

２　災害時及び緊急時において、承認又は指定していない水道用資材等を使用する場合は、使用後、速やかに委員長に報告しなければならない。

なお、承認又は指定の手続については、委員長の決するところによる。

３　契約中の工事において、承認又は指定していない水道用資材等を使用する必要があると委員長が認める場合は、承認又は指定の手続を事後とすることができる。

（試験、調査等の請求）

第１３条　部会長は、部会又は委員会において必要があると認められるときは、提案する所属長に連絡し申請者に試験、調査等を請求することができる。

（局内への通知）

第１４条　委員会の事務局は、次に掲げる事項について、庁内ＬＡＮの局掲示板に掲示し局内に通知する。

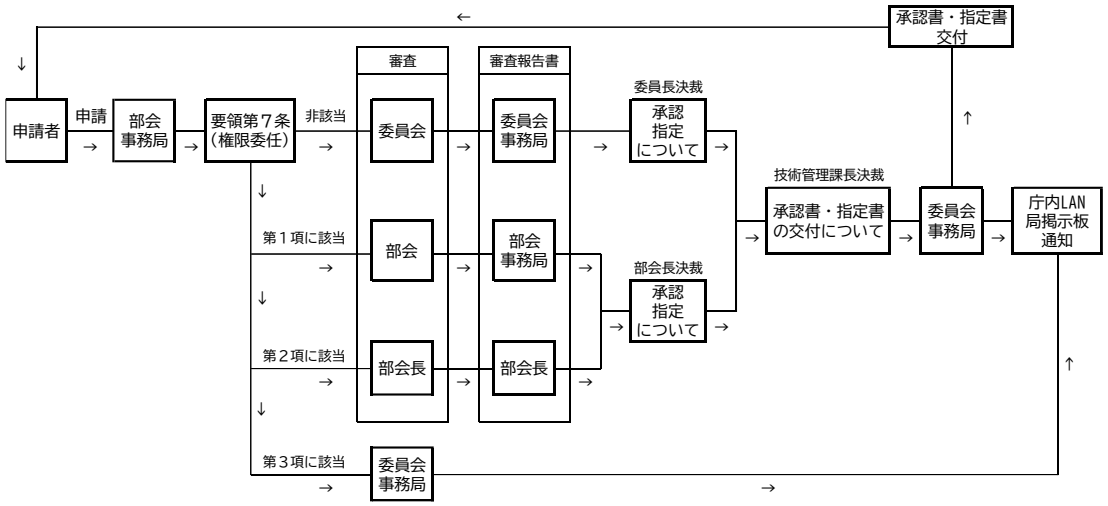
（１）審査により承認又は指定した製品

（２）承認又は指定している製品について、製造中止（開始）の申し出があった場合の内容

（承認書等の交付）

第１５条　委員会の事務局は、承認又は指定した水道用資材等の申請者に対し、承認書又は指定書を交付する。

審査事務フロー



※限定解除いついては、承認書の交付はしない。

（書類の保存）

第１６条　各事務局は、この要領に規定する書類を整備し、保存する。

２　委員会事務局は、委員会の審査報告書を作成し、保存する。また、各部会及び部会長から提出された審査報告書についても、委員会事務局で保存する。

（審査の形式及び開催通知）

第１７条　審査は、電子データを使用し、対面又はインターネットにて行う。

（1）委員会に諮る場合、委員会の事務局は、委員長と審査の形式について協議のうえ決定する。

（2）部会に諮る場合、各部会の事務局は、部会長と審査の形式について協議のうえ決定する。

（3）委員会又は部会に諮る場合、各事務局は、日程を調整のうえ審査の日時を決定し、委員又は部会員に通知する。

（委員長の権限）

第１８条　この要領の施行に関し疑義が生じた場合は、委員長の決するところにより各事務局長が処理する。

附　則

この要領は、昭和５７年９月２２日から施行する。

附　則

この要領は、昭和５９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、昭和５９年８月１３日から施行する。

附　則

この要領は、昭和６０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、昭和６１年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、昭和６２年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、昭和６３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成９年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１９年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。